

埼玉県の家きん農場で

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認

(今シーズン国内71例目)

【農場概要】(埼玉県4例目)

所在地:埼玉県日高市

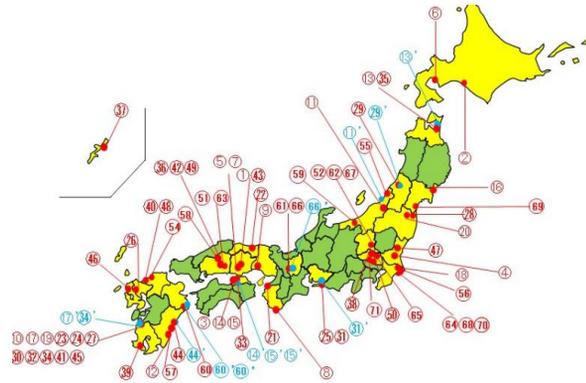
飼養状況:約13.5万羽(うずら)

【経緯】

1月31日 死亡羽数増加の通報を受け立入検査、簡易検査陽性

2月 1日 遺伝子検査でHPAIの疑似患畜を確認

今シーズンは過去最も早い10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年2月1日11時00分時点で25道県71事例が発生し、約1249万羽が殺処分の対象となっています。



国では全国的に最大限の警戒を呼びかけるため、令和5年1月31日に家きん疾病小委員会・高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合を開催し、「高病原性鳥インフルエンザの続発を踏まえた提言」をとりまとめました。

(提言における今後の防疫対応の概要)

- (1) 消毒、衣服・長靴交換、野生動物対策等を含めた飼養衛生管理について農場従業員を含む関係者が徹底することが重要であること。
- (2) 今シーズンは、全国的に野鳥での感染が広がっており、少なくともウイルスを保持する渡り鳥がすべて北帰行するまで、さらにカラス等の留鳥の群内で感染があった場合には長期に渡って、環境中にウイルスが存在し続けることも予想される。このため、今後、留鳥を含む野鳥(カラス等)や小型野生動物(ネコ、イタチ等)に起因するウイルスの拡散防止の取組を徹底すること。

詳しくは農林水産省の下記リンクをご覧ください

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/220929-128.pdf>

通報先は、岐阜県中央家畜保健衛生所

電話:058-201-0530 時間外・夜間・休日:090-7024-5269

